

南三陸町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南三陸町犯罪被害者等支援条例（令和4年南三陸町条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

(支援金の給付対象者)

第3条 条例第7条第2項に定める傷病の被害の程度、遺族及び家族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 傷病の被害の程度 医師の診断により1月以上の療養の期間を要する心身の負傷又は疾病

(2) 遺族 犯罪行為により死亡した者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死亡した者の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）並びに犯罪行為により死亡した者の収入によって生計を維持していた当該犯罪行為により死亡した者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 家族 犯罪行為により傷病の被害を受けた者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該傷病の被害を受けた者が当該被害を受けた時において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）並びに犯罪行為により傷病の被害を受けた者の収入によって生計を維持している当該犯罪行為により傷病の被害を受けた者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項第2号の遺族の順位及び同項第3号の家族の順位は、配偶者、子、養父母、実父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順とする。

(給付の制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を給付しないことができる。

(1) 犯罪行為により死亡した者又は犯罪行為により傷病の被害を受けた者と当該犯罪行為の加害者との間に、当該犯罪行為の時に同居の関係又は親族関係（前条第1項第2号又は第3号に掲げる者に当たる関係をいう。）があるとき。

(2) 犯罪行為により死亡した者若しくは犯罪行為により傷病の被害を受けた者又はそれらの遺族若しくは家族に、当該犯罪行為に関し次のいずれかに該当する行為があったと認められるとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 暴行、脅迫、侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪行為により死亡した者若しくは犯罪行為により傷病の被害を受けた者又はそれらの遺族若しくは家族に、次のいずれかに該当する事由があったと認められるとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 当該犯罪行為があった時において、暴力団員（南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）であったこと。ただし、当該暴力団員であったことが当該犯罪行為に関係しないと認められるときを除く。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、当該犯罪行為の加害者又は当該加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、支援金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（支援金の給付申請）

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、犯罪被害者等支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪行為による被害（死亡又は傷病の被害をいう。）の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為が発生した日から7年を経過したときは、これをすることができない。ただし、当該期間内に申請をしないことにやむを得ない事情があったと町長が認めるときは、この限りでない。

（支援金の給付の決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに給付の可否を決定し、犯罪被害者等支援金給付可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（報告等）

第7条 町長は、支援金の給付に関し必要があると認めるときは、申請者及び支援金の給付を受けた者から報告を求めることができる。

（支援金の給付決定の取消し等）

第8条 町長は、支援金の給付の決定を受けた者に偽りその他不正な手段があったことを確認した場合は、当該支援金の給付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に給付した支援金があるときは、その返還を求めるものとする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

南三陸町長 様

犯罪被害者等支援金給付申請書兼請求書

犯罪被害者等支援金の給付について、次のとおり関係書類を添えて申請し、その支払を請求します。

なお、犯罪被害者等支援金の給付の決定等に当たり、町が警察その他の関係機関に対し必要な確認等を実施することに同意します。

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	犯罪行為により害を被った方との続柄	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 同一生計者（子・養父母・実父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）

1 遺族支援金の申請・死体検案費用支援金の申請

犯罪行為により死亡した方の住所（当該犯罪行為が行われた時点の住所）	南三陸町
犯 罪 行 為 に よ り 死 亡 し た 方 の 氏 名	
死 亡 年 月 日	
犯罪行為が行われた日時	
犯罪行為が行われた場所	
この申請前における傷病支援金の給付の有無	☐ 有（ 年 月 日支払） ☐ 無
死 体 検 案 費 用 支 援 金 の 申 請	☐ 申請する ☐ 申請しない（死体検案なし）

2 傷病支援金の申請

犯罪行為により傷病の被害を受けた方の住所（当該犯罪行為が行われた時点の住所）	南三陸町
犯罪行為により傷病の被害を受けた方の氏名	
犯罪行為が行われた日時	
犯罪行為が行われた場所	
取 扱 警 察 署 及 び 被 害 の 届 出	警察署 年 月 日に被害届を提出

3 法律相談等支援金の申請

法 律 相 談 等 支 援 金 の 申 請	☐ 申請する ☐ 申請しない
--------------------------	--

4 支払（振込）先として指定する口座（※申請者本人名義の口座に限ります。）

金 融 機 関 名	
支 店 等	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 カ ナ	

5 添付書類

（１） 遺族支援金（及び死体検案費用支援金）の申請

- ア 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書の写し又は死体検案書の写し
- イ 犯罪行為により死亡した者に係る戸籍の抄本又は謄本及び除かれた住民票の写し
- ウ 遺族支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し

エ 犯罪行為により死亡した者と遺族支援金の給付を受けようとする者の続柄を確認できる戸籍の謄本又は抄本（イの戸籍の抄本又は謄本で確認できる場合及びオの書類を提出する場合を除く。）

オ 婚姻の届出をしていないが、犯罪行為により死亡した者と遺族支援金の給付を受けようとする者が事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証するに足る書類（当該事情に該当する配偶者による申請である場合に限る。）

カ 犯罪行為により死亡した者の収入によって生計を維持していた事実を証するに足る書類（配偶者以外の遺族による申請である場合に限る。）

キ 遺族支援金の給付を受けようとする者が遺族の代表者であることを証するに足る書類（配偶者以外の遺族による申請である場合に限る。）

（２） 傷病支援金の申請

ア 犯罪行為により傷病の被害を受けた日、療養に要する期間（１月以上に限る。）及び傷病の状態に関する医師の診断書の写し

イ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者に係る住民票の写し

ウ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者本人による申請が困難であることを証するに足る書類（家族による申請である場合に限る。）

エ 傷病支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し（家族による申請である場合に限る。）

オ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者と傷病支援金の給付を受けようとする者の続柄を確認できる戸籍の謄本又は抄本（カの書類を提出する場合を除く。）

カ 婚姻の届出をしていないが、犯罪行為により傷病の被害を受けた者と傷病支援金の給付を受けようとする者が事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証するに足る書類（当該事情に該当する配偶者による申請である場合に限る。）

キ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者の収入によって生計を維持していた事実を証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）

ク 傷病支援金の給付を受けようとする者が家族の代表者であることを証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）

（３） 法律相談等支援金の申請

ア 犯罪被害者等支援金給付可否決定通知書（遺族支援金又は傷病支援金の給付が決定されたものに限る。）の写し（法律相談等支援金のみの給付の申請である場合に限る。）

- イ 法律相談等支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し
- ウ 犯罪行為により傷病の被害を受けた者本人による申請が困難であることを証するに足る書類（家族による申請である場合に限る。）
- エ 犯罪行為により死亡し、又は傷病の被害を受けた者と法律相談等支援金の給付を受けようとする者の続柄を確認できる戸籍の謄本又は抄本（オの書類を提出する場合を除く。）
- オ 婚姻の届出をしていないが、犯罪行為により死亡し、若しくは傷病の被害を受けた者と法律相談等支援金の給付を受けようとする者が事実上婚姻関係と同様の事情にあったことを証するに足る書類（当該事情に該当する配偶者による申請である場合に限る。）
- カ 犯罪行為により死亡し、又は傷病の被害を受けた者の収入によって生計を維持していた事実を証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）
- キ 法律相談等支援金の給付を受けようとする者が家族の代表者であることを証するに足る書類（配偶者以外の家族による申請である場合に限る。）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

申請者 様

南三陸町長 印

犯罪被害者支援等支援金給付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました犯罪被害者等支援金の給付については、下記のとおり決定しました。

なお、給付することと決定した支援金については、年 月 日に、指定いただいた口座に振り込みます。

記

支援金の区分	決定の内容
1 遺族支援金 申請の有無 ☐ あり ☐ なし	☐ 給付することと決定しました。 （給付額 30万円・20万円） ☐ 給付しないことと決定しました。 （理由 ）
2 傷病支援金 申請の有無 ☐ あり ☐ なし	☐ 給付することと決定しました。 （給付額 10万円） ☐ 給付しないことと決定しました。 （理由 ）
3 死体検案費用支援金 申請の有無 ☐ あり ☐ なし	☐ 給付することと決定しました。 （給付額 10万円） ☐ 給付しないことと決定しました。 （理由 ）
4 法律相談等支援金 申請の有無 ☐ あり ☐ なし	☐ 給付することと決定しました。 （給付額 5万円） ☐ 給付しないことと決定しました。 （理由 ）